

入 札 説 明 書

- 入札日時
令和8年7月28日（火）午前11時
- 入札場所
県庁行政庁舎9階会議室（9-A-1）



〈 目 次 〉

1	入札に関する説明事項	P 1～4
2	入札の注意事項	P 5
3	仕様書	P 6～16
4	所定の様式	
	・ 入札参加資格審査申請書	P 17
	・ 過去2箇年における国等との契約に係る履行証明書	P 18
	・ 質疑書	P 19
	・ 質疑回答書	P 20
	・ 入札書	P 21～22
	・ 委任状	P 23
5	契約書（案）	P 24～30

入札に関する説明事項

「男女共同参画に関する県民意識調査」及び「男女共同参画に関する企業実態調査」に係る調査業務委託に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるものの他、この入札説明書の定めるところによるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上入札しなければならない。この場合において、記載事項等に質疑がある場合は、質疑書を提出することができる。

入札後、記載事項についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

記

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称

「男女共同参画に関する県民意識調査」及び「男女共同参画に関する企業実態調査」に係る調査業務委託

(2) 調達をする役務の特質等

別添「仕様書」のとおり

(3) 履行期限

令和8年2月19日（金）

(4) 履行場所

鹿児島県総務部男女共同参画局 青少年男女共同参画課男女共同参画室

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号）第7条第3号の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提供期限の時点で有する者であること。

(3) 過去2箇年（令和6年7月28日から令和8年7月27日）の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出できる者であること。

(4) 次のアからケまでのいずれに該当しない者であること。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）

ウ 役員等が、暴力団員等であると認められる法人その他の団体又は個人

エ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している法人その他の団体又は個人

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又

は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人その他の団体又は個人
キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人そ
の他の団体又は個人
ク 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこ
れらを利用している法人その他の団体又は個人
ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人その他の団体又
は個人

3 入札参加資格の審査等

入札に参加する者は、次に掲げる書類を期限内に、青少年男女共同参画課男女共同参画室に提出し、資格審査を受けなければならない。

なお、提出された書類は返却しないものとする。

また、提出した証明書等について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(1) 提出書類

ア 入札参加資格審査申請書

イ 過去2箇年（令和6年7月28日から令和8年7月27日）の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書類（検査合格通知の写し又は履行証明書）

(2) 提出場所

鹿児島県総務部男女共同参画局 青少年男女共同参画課男女共同参画室
（〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 鹿児島県庁9階）

(3) 提出期限

令和8年7月21日（火）午後5時まで

(4) 提出方法

(2)の場所に持参又は郵送によること。

※ 郵送の場合は、(3)の期限までに必着のこと。

(5) 提出書類に関する説明

資格審査を受けるために書類を提出した者（以下「提出者」という。）は、提出された書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(6) 資格審査の結果

資格審査の結果は、令和8年7月23日（木）午後5時までに書面又は電話により通知する。

(7) その他

ア 提出書類の作成に要する経費は、提出者の負担とする。

イ 提出された書類は、返却しない。

4 入札説明会

実施しない。

5 質疑及び回答に関する事項

(1) 質疑書の様式

別添「質疑書」によること。

- (2) 質疑書の提出場所
3の(2)の場所と同じ。
- (3) 質疑書の提出方法
持参又は郵送、電子メールによること。
(メールアドレス harmony@pref.kagoshima.lg.jp)
- (4) 質疑書の提出期限
令和8年7月17日(金)午後5時
※ 郵送の場合は、同期限まで必着のこと。
- (5) 回答方法
質疑事項については、取りまとめの上、「質疑書」に記載されたメールアドレスへ令和8年7月23日(木)午後5時までにメールにて回答する。

6 入札の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年7月28日(火)午前11時
- (2) 場所 鹿児島県庁行政庁舎 9階会議室(9-A-1)

7 入札の方法等

- (1) 入札書の記載方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 代理人による入札
代理人による入札をしようとするときは、入札前に代理委任状を提出しなければならない。

8 最低制限価格

設定しない。

9 入札保証金

免除する。

10 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書(代理人として提出する入札書を含む。)による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法(明治29年法律第89号)第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 送付、電報又は電送の方法による入札

(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

11 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

12 落札者がいない場合の処置

開札をした場合において、予定価格の範囲内の入札がないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。(ただし、再入札、再々入札でも落札者がいない場合には、最低価格入札者から順に見積書を徴収し、予定価格の範囲内の見積書を提出した者と随意契約により契約するものとする。)

13 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、契約書の案並びに消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者である旨の届出書を提出しなければならない。

14 契約保証金

免除する。

15 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県総務部男女共同参画局青少年男女共同参画課男女共同参画室
担 当 家村、上拾石 (カミジッコク)、小斉平 (コサイヒラ)
電話番号 099-286-2634 (直通) F A X 番号 099-286-5541
メールアドレス harmony@pref.kagoshima.lg.jp

入札の注意事項等

1 入札金額

入札金額は、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載してください。

2 入札の印は、実印（法人は法務局届出印（県に使用印鑑届を提出している場合は、当該使用届の印））を押印してください。

3 代理人が入札に参加する場合は、入札前に委任状を提出してください。

委任状の委任者は、実印（法人は法務局届出印（県に使用印鑑届を提出している場合は、当該使用届の印））を押印してください。

4 入札書の記載方法

ア 代表者が参加する場合

所在地 鹿児島市鴨池新町 10-1

商号・名称 ○○株式会社

代表者名 代表取締役 ○○○○ 印 ←実印

(法人は法務局届出印、又は県に使用印鑑届を提出している場合は、当該使用届の印)

イ 代理人が参加する場合

所在地 鹿児島市鴨池新町 10-1

商号・名称 ○○株式会社

代表者名 代表取締役 ○○○○

(代理人)

住所 鹿児島市山下町○○14-50

氏名 △△ △△ 印 ←受任者印

(委任状の受任者印)

※ ここでいう代表者とは、入札参加資格審査において鹿児島県との取引委任を受けた支店長、営業所長等を含みます。(届出済代理人)

5 仕様等について確認の上、入札書を記入してください。

「男女共同参画に関する県民意識調査」及び「男女共同参画に関する企業実態調査」
に係る調査業務委託仕様書

男女共同参画に関する県民意識調査

1 目的

県民の男女平等や男女の人権・家庭・地域などに対する意識と実態を把握し、男女共同参画社会づくりに向けた施策の推進を図るための基礎資料とする。

2 委託業務の内容

- (1) 委託の期間 契約締結日から令和9年2月19日（金）まで
- (2) 調査地域 鹿児島県下全域
- (3) 調査対象 無作為抽出した18歳以上の県民（令和8年1月1日現在）
- (4) 対象数 5,000人（住民基本台帳から無作為抽出）
- (5) 調査方法 調査票の郵送による無記名アンケート形式
回答は、調査票返送又はインターネット回答
- (6) 調査期間 令和8年8月24日（月）から9月18日（金）まで
- (7) 調査項目及び設問数

ア 項目 男女共同参画に関する意識・現状と課題について

イ 設問数 32問（うち回答者属性7問）

※ 設問数は現時点のものであり、変動する可能性があります。

- (8) 回収予定数 2,000人（有効回収予定率40%）

(9) 業務概要

ア 調査票の印刷 5,000部

調査票10ページ（うち依頼文1ページ、解説2ページ）

※ レイアウト等によりページ数が増減する可能性があります。

(ア) 調査票については、設問項目を鹿児島県が作成し、受託者は、鹿児島県が作成した設問項目について前回調査票（「男女共同参画に関する県民意識調査」（令和3年度））を参考に原稿を作成すること。受託者が作成した原稿の校正は、最低2回行う。

(イ) 調査票の最後に、設問にある「男女共同参画に関連の深い用語」についての解説のページを設けること。解説は、受託者が作成する。

イ 調査票の発送・回収

(ア) 調査票は、調査対象者に令和8年8月24日（月）までに到達するよう郵送する。

(イ) 調査対象者の個人情報（氏名、住所）については、鹿児島県が書面で提供するので、発送できるよう加工する。

(ウ) 発送用封筒は角2サイズ、返信用封筒は長3サイズとする。

(エ) 発送用封筒は、県のシンボルマーク、県青少年男女共同参画課男女共同参画室の室名・連絡先、その他必要事項を記載する。

(オ) 封筒の準備、調査票の発送及び回収は受託者で行い、それにかかる料金については、受託者が負担する。

(カ) 回収の方法は、郵送又はインターネットによる回答とする。

- (キ) 郵送での回答に代わり、パソコン、スマートフォン、タブレット端末等を使用したインターネットによる回答が可能となるよう、調査票と同内容のインターネット回答専用ページを作成する。
- (ク) インターネット回答専用ページの作成に当たり必要な備品類等は受託者が用意する。
- (ケ) 調査票印刷時に、IDを差し込む等により、同一人物からの重複回答を識別できるように対応する。
- (コ) インターネットによる回答に当たっては、以下の機能を有するものとする。
 - ・ IDやパスワードによるログイン機能（同一者からの重複回答を防止）
 - ・ 回答中の中断を可能とする一時保存、再開機能
 - ・ SSLによる暗号化通信
 - ・ 調査対象者に応じた相当の負荷に耐え得るシステム
- (サ) 調査票受付締切（令和8年9月25日（金））後、速やかに回収状況を報告すること。

ウ 礼状兼督促はがきの印刷（郵便葉書5,000枚）及び送付

- (ア) 礼状の文面については、鹿児島県が作成する。
- (イ) 調査対象者に令和8年9月11日（金）（回答期限1週間前）までに到達するよう、調査協力の礼状兼督促はがきを送付する。

エ 調査票の入力・集計・分析業務

- (ア) 各設問の単純集計
- (イ) 回答者属性や各設問間の単純集計及びクロス集計（別添「『男女共同参画に関する県民意識調査』の集計・分析（案）」のとおり）
 - ※ 「『男女共同参画に関する県民意識調査』の集計・分析（案）」は、現時点のものであり、若干、変更する可能性があります。
- (ウ) 鹿児島県の前回までの調査や内閣府調査等との比較及び分析
- (エ) 男女共同参画の視点を入れた分析
- (オ) 割合は、無回答を含む場合、有効回答分のみで算出する。
- (カ) 集計に当たっては、必要な数値を容易に検索できるよう、凡用媒体（エクセル形式等）で行う。
- (キ) 設問ごとに分析し、その結果について本調査以外にも全国調査などの例を踏まえた効果的な分析を行い、男女共同参画の視点を踏まえたコメントを記載する。
 - ※（キ）全国調査の例（案）
 - ・ 地域における女性活躍・男女共同参画に関する調査（内閣府男女共同参画局/R6.12）
 - ・ 男女共同参画に関する世論調査（内閣府男女共同参画局/R6.9）等
- (ク) 集計対象は、令和8年9月25日（金）までに受託業者に到達した調査票とする。
- (ケ) 上記、成果物については前回調査（令和3年度）以上のものを作成すること。

オ 調査結果報告（中間報告）

分析終了後、速やかに、以下の内容について中間報告を行う。なお、報告は、概ね10月上旬とするが、別途、鹿児島県が期日を指定する。

- (ア) 設問ごとの単純集計及びクロス集計結果
 - (イ) 調査結果概要
 - (ウ) 前回までの調査との比較分析（今回実施する調査における設問と同等内容の設問のみ）
- ※（ア）～（ウ）については、個人情報をも特定できる情報を除いた形でローデータを提出する。

カ 報告書及び概要版の作成

主な内容は、以下のとおりとし、最終的には鹿児島県と受託者が協議して決める。

なお、グラフや図を用いて、分かりやすい内容とする。

また、校正は最低3回行う。

- ・ 調査概要（調査目的、調査設計、調査項目、回収結果、集計方法、回答者構成）
- ・ 調査結果（概要、グラフ、傾向・特徴、分析結果、性別・年齢別・市町村別クロス、男女共同参画の視点を踏まえた分析コメント）
- ・ 調査票様式
- ・ 調査結果概要

キ 報告書及び概要版等の提出

(ア) 報告書

PDFデータ及び編集可能なデータ（Word・Excel等）

(イ) 概要版

PDFデータ及び編集可能なデータ（Word・Excel等）

(ウ) データ

- ・ 報告書及び概要版の作成に使用したグラフ及びそのデータテーブル（Excel形式）
- ・ 報告書及び概要版の作成の際に作成した単純集計表及びクロス集計表のデータ（Excel形式）

3 履行期限

令和9年2月19日（金）

ただし、中間報告は、指定された期日までに行うこと。

4 業務遂行に関する協議等

(1) 作業計画書等の提出

受託者は、契約後速やかに作業計画書及び業務担当者を鹿児島県へ提出する。なお、提出後に変更が生じた場合、速やかに変更内容を鹿児島県に届けるものとする。

(2) 業務担当者の選定

業務の遂行に当たっては、業務に精通した経験者を主任技術者に定め、また、適切な人材を配置しなければならない。分析に関しては、男女共同参画の視点を持ち、職場におけるジェンダー平等の趣旨を理解している人材を充てる。

(3) 経費の負担

業務委託の実施に必要な調査用機器及び消耗品は、受託者において準備する。

(4) 成果品の帰属

本委託契約で得られた成果に係る一切の権利は、当県に帰属するものとする。

(5) 成果品の訂正

受託者は、提出した成果品について、誤りや訂正事項があった場合は、業務完了後であっても県との協議の上、受託者の負担において速やかに訂正し、再提出しなければならない。

(6) その他

受託者は、業務の遂行に当たっては、県と密接な連携をとるとともに、業務の執行状況を随時報告しなければならない。

5 業務スケジュール

令和8年7月下旬	契約・調査票作成
令和8年8月中旬	調査票発送
令和8年8月24日（月）～9月18日（金）	調査期間（調査票受付締切は9月25日（金））
令和8年9月下旬	回収状況報告、集計・分析・精査
令和8年10月上旬	中間報告（集計結果受領）
令和9年2月中旬	報告書、概要版、成果物納品

男女共同参画に関する企業実態調査

1 目的

男女共同参画社会の形成に向けて、雇用における課題を明らかにするため、県内事業所を対象に、採用、配置、育成、登用、両立支援等の女性活躍に関する取組状況を調査し、女性とその個性と能力を十分に発揮できる職場環境整備の一層の推進を図るための基礎資料とする。

2 委託業務の内容

- (1) 委託の期間 契約締結の日から令和9年2月19日（金）まで
 - (2) 調査地域 鹿児島県下全域
 - (3) 調査対象 従業員5名以上の企業及び社員
 - (4) 対象数 企業1,500社、社員4,500人（1社3人）
 - (5) 調査方法 調査票の郵送による無記名アンケート形式
回答は、調査票返送又はインターネット回答
 - (6) 調査期間 令和8年8月24日（月）から9月18日（金）まで
 - (7) 調査項目及び設問数
 - ア 項目 職場におけるジェンダー平等推進に関する意識・実態と課題について
 - イ 設問数 企業向け39問（うち回答者属性9問）
社員向け46問（うち回答者属性8問）
- ※ 設問数は現時点のものであり、変動する可能性があります。
- (8) 回収予定数 企業向け 600社（有効回収予定率40%）
社員向け 1,800人（有効回収予定率40%）

(9) 業務概要

- ア 調査票の印刷 企業向け1,500部、社員向け4,500部
調査票10ページ（うち依頼文及び説明1ページ）

※ レイアウト等によりページ数が増減する可能性があります。
- (ア) 調査票については、設問項目を鹿児島県が作成し、受託者は、鹿児島県が作成した設問項目について前回調査票（「男女共同参画に関する企業実態調査」（令和3年度））を参考に原稿を作成する。受託者が作成した原稿の校正は、最低2回行う。
- (イ) 調査票の最初に、調査依頼文（鹿児島県男女共同参画室）を記載するとともに、後日、企業名等の企業を特定する内容を除き、集計結果等を鹿児島県のホームページで公表する旨を記載する。
- イ 調査票の発送・回収
 - (ア) 調査票は、調査対象者に令和8年8月24日（月）までに到達するよう郵送する。
 - (イ) 調査対象企業データについては、受託者が用意する。

選定方法については、規模別、業種別、調査全体を勘案し県と協議の上、バランス良く選定するものとする。
 - (ウ) 発送用封筒は角2サイズ、返信用封筒は長3サイズとする。
 - (エ) 発送用封筒は、県のシンボルマーク、県青少年男女共同参画課男女共同参画室の室名・連絡先、その他必要事項を記載する。
 - (オ) 封筒の準備、調査票の発送及び回収は受託者で行い、それにかかる料金については、受

託者が負担する。回収の際は個別に封入するため、返信用封筒は1社当たり4通同封すること。

- (カ) 回収の方法は、郵送又はインターネットによる回答とする。
- (キ) 郵送での回答に代わり、パソコン、スマートフォン、タブレット端末等を使用したインターネットによる回答が可能となるよう、調査票と同内容のインターネット回答専用ページを作成する。
- (ク) インターネット回答専用ページの作成に当たり必要な備品類等は受託者が用意する。
- (ケ) 調査票印刷時に、IDを差し込む等により、同一人物からの重複回答を識別できるように対応する。
- (コ) インターネットによる回答に当たっては、以下の機能を有するものとする。
 - ・ IDやパスワードによるログイン機能（同一者からの重複回答を防止）
 - ・ 回答中の中断を可能とする一時保存、再開機能
 - ・ SSLによる暗号化通信
 - ・ 調査対象者に応じた相当の負荷に耐え得るシステム
- (サ) 調査票受付締切（令和8年9月25日（金））後、速やかに回収状況を報告すること。

ウ 礼状兼督促はがきの印刷（郵便葉書1,500枚）及び送付

- (ア) 礼状の文面については、鹿児島県が作成する。
- (イ) 調査対象企業に令和8年9月11日（金）（回答期限1週間前）までに到達するよう、調査協力の礼状兼督促はがきを送付する。

エ 調査票の入力・集計・分析業務

- (ア) 各設問の単純集計
- (イ) 回答者属性や各設問間の単純集計及びクロス集計（別添「『男女共同参画に関する企業実態調査』の集計・分析（案）」のとおり）
 - ※ 「『男女共同参画に関する企業実態調査』の集計・分析（案）」は、現時点のものであり、若干、変更する可能性があります。
- (ウ) 鹿児島県の前回までの調査や内閣府調査等との比較及び分析
- (エ) 企業向け調査及び社員向け調査全体を通じて、職場におけるジェンダー平等推進に関する県内企業の取組内容や課題等についての分析（企業側の視点のみならず、社員の視点も踏まえて分析を行う。）
- (オ) 割合は、無回答を含む場合、有効回答分のみで算出する。
- (カ) 集計に当たっては、必要な数値を容易に検索できるよう、凡用媒体（エクセル形式等）で行う。
- (キ) 設問ごとに分析し、その結果について本調査以外にも全国調査などの例を踏まえた効果的な分析を行い、男女共同参画の視点を踏まえたコメントを記載する。
 - ※（キ）全国調査の例（案）
 - ・ 女性の登用拡大と企業における経済的メリット等に関する調査研究（内閣府男女共同参画局/R5）
 - ・ 新しいライフスタイル、新しい働き方を踏まえた男女共同参画推進に関する調査報告書（内閣府男女共同参画局/R5.3）等

- (ク) 集計対象は、令和8年9月25日（金）までに受託業者に到達した調査票とする。
- (ケ) 上記、成果物については前回調査（令和3年度）以上のものを作成すること。

オ 調査結果報告（中間報告）

分析終了後、速やかに、以下の内容について中間報告を行う。なお、報告は、概ね10月上旬とするが、別途、鹿児島県が期日を指定する。

- (ア) 設問ごとの単純集計及びクロス集計結果
 - (イ) 調査結果概要
 - (ウ) 前回までの調査との比較分析（今回実施する調査における設問と同等内容の設問のみ）
- ※（ア）～（ウ）については、個人情報を持定できる情報を除いた形でローデータを提出する。

カ 報告書及び概要版の作成

主な内容は、以下のとおりとし、最終的には鹿児島県と受託者が協議して決める。

なお、グラフや図を用いて、分かりやすい内容とする。

また、校正は最低3回行う。

- ・ 調査概要（調査目的、調査設計、調査項目、回収結果、集計方法、回答者構成）
- ・ 調査結果（概要、グラフ、傾向・特徴、性別・年齢別・業種別クロス、男女共同参画の視点を踏まえた分析コメント）
- ・ 調査票様式
- ・ 調査結果概要

キ 報告書及び概要版等の提出

(ア) 報告書

PDFデータ及び編集可能なデータ（Word・Excel等）

(イ) 概要版

PDFデータ及び編集可能なデータ（Word・Excel等）

(ウ) データ

- ・ 報告書及び概要版の作成に使用したグラフ及びそのデータテーブル（Excel形式）
- ・ 報告書及び概要版の作成の際に作成した単純集計表及びクロス集計表のデータ（Excel形式）

3 履行期限

男女共同参画に関する県民意識調査「3 履行期限」に同じ

4 業務遂行に関する協議等

男女共同参画に関する県民意識調査「4 業務遂行に関する協議」に同じ

5 業務スケジュール

男女共同参画に関する県民意識調査「5 業務スケジュール」に同じ

「男女共同参画に関する県民意識調査」の集計・分析（案）

集計・分析

(R8)設 問	全項目；単純総集計 問1～24×F1～8 問1～24×男女かつ年代別	比較			
		県			国
		H19	H23	H28	R3
調査回答者の属性					
F1 性別				○	○
F2 年齢					○
F3 結婚					○
F4 世帯の状況				○	○
F5 夫婦の職業				○	○
F6 子どもの有無					○
F7 住まい					○
F8 主たる生計維持者	男女別、かつ男女×年代別				
Ⅰ 男女平等の意識について					
1-1 各分野の男女の地位の平等感	男女別、かつ男女×年代別		○	○	○
1-2 男女の地位について不平等を感じていること（自由意見）	意見等の取りまとめ、分類				○
2 「男性だから～」「女性だから～」といった固定的な性別役割分担意識により、生きづらさや不便さを感じた経験の有無	男女別、かつ男女×年代別				
3 男女共同参画関連用語認知度	男女別、かつ男女×年代別			○	○
4 男女が社会のあらゆる分野で平等になるために最も重要だと思うこと	男女別、かつ男女×年代別				
Ⅱ 就業について					
5 女性が職業をもつことについての意識	男女別、かつ男女×年代別、かつ男女×職業(問5-1)			○	○
6-1 現在の職業（就業形態）	男女別、かつ男女×年代別		○	○	○
6-2 業種					○
6-3 職場における性別による処遇の違い（現在雇用者のみ）	男女別、かつ男女×年代別		○	○	○
7 女性の活躍を進める（女性のリーダーを増やす）に際しての障害はなにか	男女別、かつ男女×年代別			○	○
8 昇進（管理職以上）に対して、どのようなイメージを持っているか	男女別、かつ男女×年代別			○	○
9 女性が働き続けるために（出産後も離職せず）、家庭・社会・職場において必要なことに関する意識	男女別、かつ男女×年代別			○	○
Ⅲ 家庭生活について					
10 家庭における役割分担について	男女別、かつ男女×年代別			○	○
11 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について	男女別、かつ男女×年代別			○	○
Ⅳ 仕事と家庭・地域への取組について					
12-1 地域における活動への参加状況	男女別、かつ男女×年代別、かつ男女×職業(問5-1)		○	○	○
12-2 地域における活動への参画についてやりがいや苦労など(自由意見)	意見等の取りまとめ				○
13 「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人生活」の関わり方	男女別、かつ男女×年代別、男女×職業(問5-1)			○	○
Ⅴ ウェルビーイングについて					
14 個人の充足状況	男女別、かつ男女×年代別、かつ男女×(問1-1)				③
15 現在の満足や不満に影響しているもの（選択式）	男女別、かつ男女×年代別、かつ男女×(問1-1)				③
Ⅵ 男女の人権について					
16-1 10歳代又は20歳代に交際相手から暴力や嫌がらせ等を受けた経験（全員） 配偶者や親しい異性から暴力や嫌がらせ等を受けた経験（結婚経験のある人のみ）	男女別、かつ男女×年代別 ※①～④が1度でもあった割合 男女別、かつ男女×年代別 ※⑤～⑦が1度でもあった割合も		○	○	○
16-2 暴力や嫌がらせ等についての相談先（暴力や嫌がらせ等を受けた経験がある人のみ）	男女別、かつ男女×年代別		○	○	○
16-3 相談しなかった(できなかった)理由（相談しなかった(できなかった)人のみ）	男女別、かつ男女×年代別		○	○	○
17 男女間における暴力を防止するために必要なこと	男女別、かつ男女×年代別		○	○	○
Ⅶ 困難な問題を抱える女性について					
18 困難を抱えた際の相談先	男女別、かつ男女×年代別				
19 相談することについての考え	男女別、かつ男女×年代別				
Ⅷ 男女共同参画センターについて					
20 「県男女共同参画センター」の認知・利用経験	男女別、かつ男女×年代別		○	○	○
21 男女共同参画の拠点施設として「県男女共同参画センター」に期待する役割	男女別、かつ男女×年代別				○
Ⅸ 県の男女共同参画施策について					
22 男女共同参画社会を形成していくために県が力を入れるべきこと	男女別、かつ男女×年代別		○	○	○
23 男女共同参画社会の実現に向けての意見・要望等（自由意見）	意見等の取りまとめ、分類				○

【比較調査】

- 県…鹿児島県の男女の意識に関する調査（H13、H19、H23、H28）
- 内閣府①…男女共同参画社会に関する世論調査（令和6年度）
- 内閣府②…男女間における暴力に関する調査（令和2年度）
- 内閣府③…満足度・生活の質に関する調査（令和6年度）

「男女共同参画に関する企業実態調査」の集計・分析（企業向け）						
(R8)設 問	集計・分析					クロス集計
	全項目：単純総集計		比較			
			県	国	その他	
		H28	R3	R8時		
調査回答者の属性						
E1	企業名					
E2	代表者名					
E3	業種					
E4	企業規模					
E5	所在地					
E6	電話番号					
E7	メール					
E8	代表者名					
E9	記入者の所属・役職					
I 職場におけるジェンダー平等に関する取組について						
1	SDGsやDE&Iの認知度と取組状況について					② 産業×規模×設問2
2	ジェンダー平等への関心度について					産業×規模×設問1
3	職場におけるジェンダー平等に関する取組の有無について	○	○			産業×規模
3-1	職場におけるジェンダー平等に取り組む理由	○	○			産業×規模
3-2	職場におけるジェンダー平等に取り組むことにより、どのようなメリットがあったか。	※⑥は参考比較	○	○	⑥	産業×規模
4	職場におけるジェンダー平等に取り組んでいない理由	R8従業員 問11と比較	○	○	○	産業×規模
5	職場におけるジェンダー平等に取り組む上で、どのような課題があるか。	R8従業員 問12と比較	○	○	○	① 産業×規模
II 職場におけるジェンダー平等に関する取組状況について						
(1)	女性の採用について					
6	現在在籍している社員の正規雇用・非正規雇用それぞれの女性比率					産業×規模
7	実施している正社員の女性を増やすための取組	○	○			産業×規模
(2)	職場における性別による処遇の違い（現在雇用者のみ）					
8	女性の配置・育成・登用に関し実施している取組について		○			産業×規模
9	管理職等への女性の登用状況（登用率等）	○	○		③ ①	産業×規模
9-1	職場においてロールモデルとなる女性の管理職がいるか。	R8従業員 問9と比較		○		産業×規模
10	女性の管理職が多い方だと思うか。		○	○		産業×規模
10-1	女性の管理職を登用していない、又は女性管理職が少ない理由は何か。	R8従業員 問6、問10と比較	○	○	○	⑥ 産業×規模
10-2	女性に管理職登用の打診を断られた理由は何か。		○	○		産業×規模
11	女性の管理職を増やすために実施している取組について	R8従業員 問10と比較	○	○	○	⑥ 産業×規模
12	今後、女性を管理職に積極的に登用しようと考えているか。		○	○		産業×規模
(3)	女性の継続就業・両立支援について					
13	2025年度の平均勤続年数（正社員のみ）		○		② ①	産業×規模
14	女性が中途退職する理由で最も多いものは何か。	○	○			産業×規模
15	2025年度の育児休業の取得状況		○		③	産業×規模
16	2025年度の介護休業の取得状況		○		③	産業×規模
17	実施している仕事と育児の両立支援に関する取組について		○			産業×規模
18	ワーク・ライフ・バランスを可能にする働き方の見直しに関し実施している取組は何か。		○			産業×規模
III 女性従業員の健康支援の取組について						
19	女性従業員に対する健康支援の有無			○		産業×規模
19-1	具体的な支援内容について			○	⑥ ①	産業×規模
19-2	【19】で取り組んでいないと回答した方のみ対象 「取り組んでいない理由は何か」					産業×規模
20	女性の健康課題へのサポートを実施し、女性のQOLや満足度が上がることで企業にはどのようなメリットがあるか。					産業×規模

IV その他							
21	職場では、男女の地位が平等になっていると思うか。	R 8 従業員 問22と比較		○	○	①	産業×規模
22	職場におけるジェンダー平等推進のためにどのような行政の支援・施策が必要と考えるか。	・意見の取りまとめ ・R 8 従業員 問25と比較	○	○	○	①	産業×規模
23	職場におけるジェンダー平等推進のために効果的と思われる企業の取組について自由記載	・意見の取りまとめ ・R 8 従業員 問26と比較	○	○	○		産業×規模

【比較調査】

県：女性活躍推進に関する企業実態調査（H28）、男女共同参画に関する企業実態調査（R3）

国①…内閣府男女共同参画局「男女共同参画社会に関する世論調査」（令和6年度）

国②…厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和7年度）

国③…厚生労働省「雇用均等基本調査」（令和7年度【P】）

国④…厚生労働省「労働力調査」（令和7年度【P】）

国⑤…厚生労働省「女性活躍に関する調査」（令和5年度）

国⑥…内閣府男女共同参画局「女性の登用拡大と企業における経済的メリット等に関する調査研究」（令和5年度）

その他①…独立行政法人労働政策研究・研修機構「女性活躍推進の取組状況に関する調査」（令和7年度）

その他②…帝国データバンク「鹿児島県 SDGsに関する企業の意識調査」（令和7年度）

「男女共同参画に関する企業実態調査」の集計・分析（従業員向け）

(R8)設 問	集計・分析 全項目：単純総集計	クロス集計			
		H28	R3	国	その他
調査回答者の属性					
F1	性別				
F2	年代				
F3	配偶者の有無				
F4	子どもの年齢（末子）				
F5	雇用形態				
F6	現在の役職				
F7	職種				
F8	勤続年数				
F9	記入者の所属・役職				
I 職歴					
1	これまでに就職先を退職したことがあるか				男女別、男女×雇用形態
1-1	退職した理由について	意見等の取りまとめ、分類		③	男女別、男女×雇用形態
1-2	退職したきっかけについて	問1-2×問1-1の結果別分析（結婚、出産・子育て、看護・介護）		③	男女別、男女×雇用形態、男女×雇用形態×1-1年代別（女性のみ）※L字カーブとの関係
2	（非正規社員のみ）働いている理由			②、③	男女、男女×年代別、男女×年代×配偶者の有無×子どもの年齢
2-1	（非正規社員のみ）非正規社員として働いている理由			②	男女、男女×年代別、男女×年代×配偶者の有無×子どもの年齢
II 就業継続					
3	現在の会社での就業について（継続就業の意向）				男女×年代×雇用形態
3-1	【働き続けたいと回答した人のみ】長く働き続けたい理由は何か				男女×年代×雇用形態
3-2	【雇用形態等が変われば働き続けたいと回答した人のみ】※⑤は参考比較（非正規社員の回答のみ抽出して⑤と比較）			⑤	男女×年代×雇用形態
3-3	【いずれやめるつもりと回答した人のみ】何をきっかけに辞めようと思っているか				男女×年代×雇用形態
4	現在の仕事にやりがいを感じるか。				男女×年代×雇用形態、男女×末子の年齢
4-1	あなたの職場の環境について				男女×年代×雇用形態、男女×役職×末子の年齢 問4×問4-1
III 管理職登用					
5	知識や技術の向上のための職場での研修を受けているか。				男女×年代×雇用形態、男女×役職×末子の年齢
5-1	【受けている、十分でないが受けていると回答した人のみ】研修を受ける機会や内容に男女で差があると思うか				男女×年代×雇用形態、男女×役職×末子の年齢
6	【管理職のみ】管理職を育成するための職場での研修を受けたことがあるか				男女×年代×雇用形態
7	管理職に就きたいと思うか				男女×年代×雇用形態、性別×末子の年齢
7-1	【就きたくない」と回答した人のみ】管理職に就きたくない理由は何か				男女×年代×雇用形態、性別×末子の年齢×就きたくない理由
8	一般的に女性が管理職に就くことについてどう思うか。				男女×年代×雇用形態
9	職場においてロールモデルとなる女性の管理職がいるか。	R8企業 問9-1と比較			年代×役職×雇用形態
10	女性の管理職登用を増やすためにどのような取組が必要だと思うか	R8企業 問11と比較			男女×年代×雇用形態
11	職場では女性が能力を発揮して活躍しているか	R8企業 問4と比較			男女×年代×雇用形態
12	女性が能力を発揮して活躍する上での阻害要因は何だと思うか	R8企業 問5と比較		①	男女×年代×雇用形態
IV 家庭環境					
13	家族が急なけがや病気になったときに、主に誰が世話を（した）か。				男女×年代×雇用形態
14	家事・育児・介護は主に誰が行っているか				男女×年代×雇用形態
V 育児休業【子どもを持つ男性限定】					
15	現在の職場で育児休業を取得したことがあるか				年代×役職×雇用形態
15-1	取得しなかった理由は何か			③	年代×役職×雇用形態
16	職場における育児休業を取得しやすくするための取組が実施されているか。				年代×役職×雇用形態
VI ハラスメント					
17	今までにハラスメントを受けたことがあるか				男女×年代×雇用形態
17-1	ハラスメントを受けた際に、どのように対応したか				男女×年代×雇用形態
18	職場におけるハラスメント防止対策や相談体制について				男女×年代×雇用形態
VII 働く女性特有の健康課題について【女性限定】					
19	女性特有の健康課題や女性に多く見られる症状により、勤務先で困った経験の有無	R8企業 問19			年代×雇用形態×役職
19-1	19による就業への影響の有無	R8企業 問19-1と比較（ニーズと実態把握）			年代×雇用形態×役職
20	職場において女性特有の健康課題を支援する取組が実施されているか。				職種、
21	職場においてどのようなサポートが必要か			④	年代×雇用形態×役職
VIII 固定的な性別役割分担意識等					
22	あなたの職場は男女の地位が平等になっていると思いますか	R8企業 問21と比較、R8県民意識調査と比較		①	男女×年代×雇用形態
23	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について	R8県民意識調査と比較（同じ設問）		①	男女×年代×雇用形態
IX 自由記述					
24	職場におけるジェンダー平等推進のために必要な行政の支援・施策について	企業 問21と比較（同じ設問）		①	男女×年代×雇用形態
25	職場におけるジェンダー平等推進のために効果的と思われる事業所の取組について	企業 問22と比較（同じ設問）		①	男女×年代×雇用形態
26	その他意見について、自由記載	企業 問23と比較			男女×年代×雇用形態

【比較調査】

県 女性活躍推進に関する企業実態調査（H28）、男女共同参画

画に関する企業実態調査（R3）

国①…内閣府男女共同参画局「男女共同参画に関する世論調査」（令和6年度）

国②…厚生労働省「パートタイム労働者総合実態調査」（令和3年度）

国③…厚生労働省「仕事と育児等の両立に関する実態把握のための調査報告書（従業員）」（令和4年度）

国④…内閣府男女共同参画局「女性の健康意識に関する調査報告書」（令和5年度）

国⑤…内閣府男女共同参画局「新しいライフスタイル・新しい働き方を踏まえた男女共同参画推進に関する調査報告書」（令和4年度）

入札参加資格審査申請書

令和 年 月 日

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号
FAX 番号

鹿児島県が発注する下記の役務の提供等の業務に関する契約に係る入札参加資格の審査を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 資格審査を希望する業務

「男女共同参画に関する県民意識調査」及び「男女共同参画に関する企業実態調査」に係る調査業務

過去2箇年における国等又は地方公共団体との契約に係る履行証明書願

令和 年 月 日

様

(申請者)

商号又は名称

代表者職氏名

印

鹿児島県が行う『男女共同参画に関する県民意識調査』及び『男女共同参画に関する企業実態調査』に係る調査業務委託に係る入札に必要であるため、下記の契約について、当社（人）が契約どおり履行したことを証明願います。

記

1 契約名

2 契約金額

一金

円

(うち消費税相当額

一金

円)

3 契約日

令和

年

月

日

4 履行期間

令和

年

月

日

～

令和

年

月

日

5 履行場所

過去2箇年における国等又は地方公共団体との契約に係る履行証明書

様

上記について、契約とおり履行されていることを証します。

令和 年 月 日

(証明者)

住所

氏名

印

質 疑 書

令和 年 月 日

鹿児島県総務部男女共同参画局男女共同参画室長 殿

住 所
会 社 名
代表者職・氏名

印

業務名 「男女共同参画に関する県民意識調査」及び「男女共同参画に関する企業実態調査」
に係る調査業務委託

質疑番号	質 疑 事 項

【連絡先】

担当者氏名

電話 番 号

FAX 番 号

E - m a i l

質 疑 回 答 書

令和 年 月 日

〇〇 様

鹿児島県総務部男女共同参画局
青少年男女共同参画課男女共同参画室長

業務名 「男女共同参画に関する県民意識調査」及び「男女共同参画に関する
企業実態調査」に係る業務委託

質疑 番号	質疑事項	回答事項

【連絡先】

担当者氏名
電話番号
FAX 番号
E-Mail

(代表者本人用)

入 札 書

一 金 円 也

入札
事項

「男女共同参画に関する県民意識調査」及び
「男女共同参画に関する企業実態調査」に係
る調査業務委託

上記のとおり入札します。

令和 年 月 日

契約担当者

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

会社等住所

商号又は名称

代表者氏名

印

注：入札金額は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載するものとする。

令和 年 月 日 上記入札金額の100分の110に相当する金額で落札決定通知 印

(代理人用)

入札書

一金 円也

入札
事項

「男女共同参画に関する県民意識調査」及び
「男女共同参画に関する企業実態調査」に係
る調査業務委託

上記のとおり入札します。

令和 年 月 日

契約担当者

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

会社等住所
商号又は名称
代表者氏名

代理人住所
代理人氏名

印

注：入札金額は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載するものとする。

令和 年 月 日 上記入札金額の100分の110に相当する金額で落札決定通知 印

委 任 状

令和 年 月 日

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

印

「男女共同参画に関する県民意識調査」及び「男女共同参画に関する企業実態調査」に係る調査業務委託に係る入札の件において、下記の者を代理人と定め、委任します。

記

住 所

氏 名

印

業 務 委 託 契 約 書 (案)

収入
印紙

- 1 委託業務の目的 「男女共同参画に関する県民意識調査」及び「男女共同参画に関する企業実態調査」に係る調査業務委託
- 2 履行期限 令和9年2月19日
- 3 業務委託料 一金 也
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 一金 円也
- 4 契約保証金 免除
上記の委託業務について、委託者鹿児島県（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）との間において、次の条項により委託契約を締結する。

(総則)

- 第1条** 乙は、別添仕様書に基づき、頭書の業務委託料をもって、頭書の履行期限までに、委託業務を完了しなければならない。
- 2 前項の仕様書に明示されていない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(権利義務の譲渡等)

- 第2条** 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得たとき、又は中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4第1項に規定する流動資産担保保険に係る債権の譲渡を行うときはこの限りでない。

(再委託の禁止)

- 第3条** 乙は、委託業務の処理を一括して他に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

(業務内容の変更等)

- 第4条** 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。
- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(履行期限の延長)

- 第5条** 乙は、天災地変その他自己の責めに帰することのできない理由により履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、遅滞なくその理由を付して、甲に対して履行期限の延長を求めることができる。この場合において、その延長日数は、甲乙協議して定めるものとする。

(事情変更による業務委託料の変更)

第6条 この契約締結時において予想することのできない社会経済情勢その他の情勢の変化により物価又は賃金に著しい変動を生じ、そのため業務委託料の額が著しく不相当であると認められるときは、甲乙協議して業務委託料の額を変更することができる。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第7条 委託業務の処理に関し、発生した事故に関する損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために必要を生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合においては、この限りでない。

(検査及び引渡し)

第8条 乙は、委託業務を終了したときは、遅滞なく、甲に対して委託業務終了届を提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の委託業務終了届を受領したときは、その日から7日以内に、乙又はその代理人の立会いのもとに、委託業務の完了を確認するための検査をしなければならない。ただし、乙又はその代理人が立ち会わないときは、欠席のまま検査できる。この場合において、乙は、検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 3 乙は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、前項の補正の終了及び再検査の場合に準用する。
- 5 乙は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく、委託業務に係る目的物を甲に引き渡すものとする。

(契約不適合責任)

第9条 乙は、前条第5項の引渡しの日から起算して1年以内に判明した目的物の契約不適合を甲の指定する期限までに修補するものとする。

- 2 甲は、前項の契約不適合の修補に代え、損害賠償の請求をすることができる。

(業務委託料の支払)

第10条 乙は、第8条第2項及び第3項の規定による検査及び再検査の合格の通知を受けたときは、甲に対し業務委託料の支払を書面により請求するものとする。

- 2 甲は、前項の書面を受領したときは、その日から30日以内に業務委託料を支払うものとする。

(前払金)

第11条 乙は、甲に対して業務委託料の10分の4以内の前払金を請求することができる。

(業務遅延に対する遅延利息)

第12条 乙がその責めに帰すべき理由により履行期限内に委託業務を完了しない場合は、乙は、甲に対して遅延利息を支払わなければならない。

- 2 前項の遅延利息の額は、履行期限の翌日から委託業務を完了した日までの日数に応じ、業務

委託料の額（委託業務が可分のものであるときは、業務委託料の額から一部完了額を控除した額（その額が 100 円未満であるときはその額を、その額に 100 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。））に対して年 3.0 パーセントの割合で計算した額（その額が 100 円未満であるときはその額を、その額に 100 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）とする。

（支払遅延に対する遅延利息）

第 13 条 甲がその責めに帰すべき理由により第 10 条第 2 項に規定する期間内に業務委託料の全部又は一部を支払わない場合は、甲は、乙に対して遅延利息を支払うものとする。

2 前項の遅延利息の額は、支払期限の翌日から支払を完了する日までの日数に応じ、未支払業務委託料の額に対して年 3.0 パーセントの割合で計算した額とする。

（契約の解除）

第 14 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、書面により乙に通知して、この契約を解除することができる。

- (1) 履行期限内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 第 2 条及び第 3 条の規定に違反したとき。
- (3) 前 2 号のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (4) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）であると認められるとき。

イ 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。以下この号において同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者若しくは経営を実質的に支配している者（以下この号において「法人役員等」という。）、法人格を有しない団体にあっては代表者、理事その他法人役員等と同等の責任を有する者又は個人にあってはその者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず個人の経営を行う役職にある者若しくは経営を実質的に支配している者をいう。以下この号において同じ。）が、鹿児島県暴力団排除条例（平成 26 年鹿児島県条例第 22 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

ウ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与していると認められるとき。

エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認め

られるとき。

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用していると認められるとき。

ク 再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからキまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ケ 乙が、アからキまでのいずれかに該当する者を再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（クに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙は、業務委託料の額の 100 分の 10 に相応する額を違約金として、甲の指定する日時までに、支払うものとする。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

3 甲は、第 1 項の規定によりこの契約を解除した場合において、必要があると認めるときは、委託業務の一部完了部分の引渡しを乙に請求することができる。この場合において、甲は、その一部完了額を支払うものとし、その支払金額は、甲乙協議して定めるものとする。

（前払金の返還）

第 15 条 前条第 1 項の規定により契約が解除された場合において、前払金を受けた乙は、前払金額から前条第 3 項の規定による支払金額を控除してなお余剰があるときは、その余剰額に利息を付して甲に返還しなければならない。

2 前項の利息の額は、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、前項の余剰額（その額が 100 円未満であるときはその額を、その額に 100 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）に対して年 3.0 パーセントの割合で計算した額（その額が 100 円未満であるときはその額を、その額に 100 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）とする。

（秘密の保護）

第 16 条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密が個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。）であるときは、別記「個人情報取扱特記事項」に従い、その取扱いを適正に行わなければならない。

（委託業務の調査等）

第 17 条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

（契約に関する紛争等の解決）

第 18 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関する紛争については、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書を 2 通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を

保持する。

令和 年 月 日

甲 鹿児島県
鹿児島市鴨池新町10番1号
契約担当者 鹿児島県知事 塩田 康一

乙 住 所
氏 名

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するとともに、業務を処理するために取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(保有の制限等)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を保有するときは、その業務の目的を明確にするとともに、業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(持ち出しの禁止)

第6 乙は、甲の指示があるときを除き、乙がこの契約による業務に係る個人情報を取り扱っている事業所その他の場所から個人情報を持ち出してはならない。

(複写、複製の禁止)

第7 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。なお、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 乙は、正当な理由により前項の承認を得た場合は、前項の第三者にこの契約に基づく一切

の義務を遵守させるとともに、甲に対して、前項の第三者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9 乙は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(報告義務)

第11 乙は、甲から求めがあったときは、この契約の遵守状況について甲に対して報告しなければならない。

(事故報告)

第12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(監査及び実地調査)

第13 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の管理の状況について、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙に対して、監査又は随時、実地に調査することができる。

(指示)

第14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができ、乙はこれに従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲に対して、その損害の賠償を求めることはできない。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第16 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事態が発生した場合において、その責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。